

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づき、総合的な高齢者保健福祉施策の基本方向を定める第10次山形県老人保健福祉計画と、介護保険法第118条に基づき、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護給付等対象サービス量の見込み等を定める第9次山形県介護保険事業支援計画を一体として策定するものです。

(2) 基本指針について

介護保険法第116条により、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条第1項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされており。

また、同法第117条第1項及び第118条第1項により、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画は基本方針に即して計画を定めることとされています。

(3) 老人福祉圏域の設定

介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人福祉圏域（老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう。）として取り扱うものとされています。

本計画においては、「第9次山形県保健医療計画」で定める二次保健医療圏域（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域をいう。）と整合性を図り、医療及び介護について総合的な確保を推進するために、「村山老人保健福祉圏域（村山圏域）」、「最上老人保健福祉圏域（最上圏域）」、「置賜老人保健福祉圏域（置賜圏域）」、「庄内老人保健福祉圏域（庄内圏域）」の4つを老人福祉圏域と定めます。

